

児童相談

2015

(平成26年度実績)

青 森 県

東青地域県民局中南地域県民局三八地域県民局西北地域県民局西北地域県民局上北地域県民局下北地域県民局

地域健康福祉部 地域健康福祉部 地域健康福祉部 地域健康福祉部 地域健康福祉部 地域健康福祉部 地域健康福祉部

こども相談総室 こども相談総室 こども相談総室 国社 こども相談総室 福祉こども総室 福祉こども総室

はじめに

児童相談所の業務につきましては、日頃から格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、児童相談所に寄せられる相談は、児童の置かれる環境の変化とともに多様化、複雑化してきております。とりわけ児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、虐待により児童の命が奪われるといった重大事件も後を絶たない状況です。

平成24年4月1日に改正民法、改正児童福祉法が施行され、親権停止制度の創設、児童相談所長による親権代行、監護措置等が定められ、児童相談所が担う役割や責任がさらに大きくなっています。

本県では、平成 24 年 3 月に「市町村と児童相談所の機関連携対応方針」を策定、市町村と児童相談所がそれぞれ役割を果たし、関係機関等と適切に連携することで、地域の子どもたちが確実に守られるよう取り組んでいるところです。さらに、虐待防止だけではなく、社会的養護を必要とする児童への支援の充実を目指しております。

今後とも、皆様には一層の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

このたび、平成 26 年度における県内の児童相談所の業務概要を取りまとめましたので、御高覧いただき、児童相談所業務への一層の御理解、御協力をいただければ幸いです。

平成 27 年 7 月

東青地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室 青森県中央児童相談所長 千葉 文明 中南地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室 青森県弘前児童相談所長 山谷 文子 三八地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室 青森県八戸児童相談所長 久保杉 嘉衛 西北地域県民局 地域健康福祉部 福祉こども総室 青森県五所川原児童相談所長 田沢 定信 上北地域県民局 地域健康福祉部 福祉こども総室 青森県七戸児童相談所長 工藤 俊幸 下北地域県民局 地域健康福祉部 福祉こども総室 青森県七戸児童相談所長 工藤 俊幸

第	1 !	児童相談所のあらまし		
-	1.青	青森県の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	1
4	2. 管	膏轄区域図	•••••	2
,	3. 管	管内面積・人口(児童人口) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	3
4	4. J	見童相談所の名称及び所在地 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	4
į	5. 糸	且 織	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	5
(3.消	当 革	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	8
第	2 !	児童相談所の業務		
	1. 柞	目 談 業 務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	9
	(1)	相談の種類と主な内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		9
	(2)	相 談 の 流 れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		10
	(3)	相談の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••	11
	7	ア 養 護 相 談 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		15
	/	ſ 障 害 相 談 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	23
	ŗ	カ 非 行 相 談 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	24
	Ξ	c 育 成 相 談 ·······	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	25
4	2. 半	–		27
,	3	- 時保護業務		30
	(1)	県内児童相談所の一時保護の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		30
	(2)	中央児童相談所の一時保護所(集中管理)の状況	•••••	32
	(3)	県内児童相談所の委託一時保護の状況 ・・・・・・・		36
第	3 !	児童相談所の事業		
	1. =	子ども虐待防止対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••	40
	(1)	被虐待児フォローアップ事業 ・・・・・・・・・・・・・・・		40
	(2)	子ども虐待ホットライン事業 ・・・・・・・・・・・・・・・		41
	(3)	児童相談所法律相談実施事業	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	42
	(4)	カウンセリング強化事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		43
	(5)	子ども虐待要保護児童対策研修会等 ・・・・・・・・・		43
	(6)	児童虐待防止対応力アップ事業等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		43
4	2. ₸	5町村支援 ·····		44
	(1)	市町村児童家庭相談支援 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		44
	(2)	要保護児童対策地域協議会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		44

3. 里	親支援 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	45
(1)	里親制度普及促進事業	45
(2)	里親委託推進・支援等事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
4.精	神発達精密健康診査事後指導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
(1)	3 歳児精神発達精密健康診査事後指導 ·····	46
(2)	1歳6か月児精神発達精密健康診査事後指導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
第4	関係機関との連携状況	
1. 講	師 派 遣 等	49

第1 児童相談所のあらまし

1. 青森県の状況

青森県は本州の北端に位置し、北は津軽海峡を隔てて北海道と、南は岩手県、秋田県に接 している。

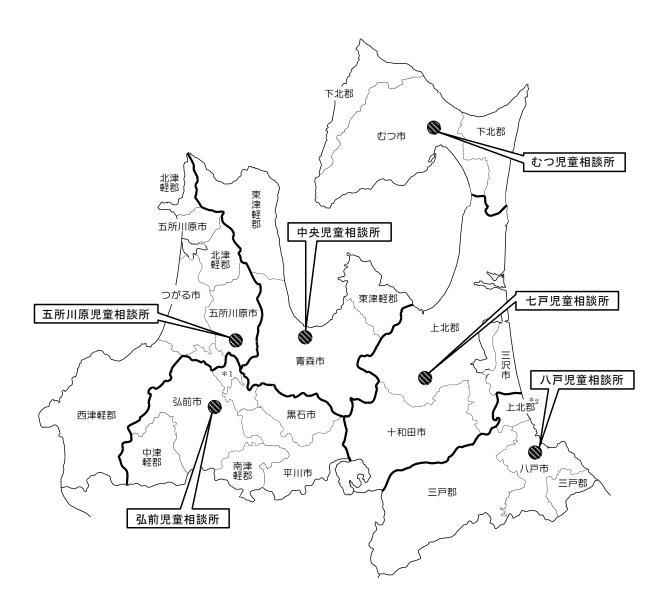
地形的には、三方を海に囲まれ、中央に奥羽山脈が走り、県土を日本海側と太平洋側とに 分けている。世界遺産の白神山地に広がるブナの原生林、山地の裾野を彩るりんご畑、変化 に富む海岸線の風景は、人々の心に安らぎを与える自然環境を形成している。

本県は 10 市、22 町、8 村から成り、面積 9, $645 km^2$ 、人口は 1, 321, 895 人、児童人口 (18 歳未満) は 194, 290 人となっている。(H26.10.1 青森県推計人口)

なお、青森県では平成 18 年 3 月 1 日にかけて、延べ 44 の市町村が関係する計 17 件の市町村合併が行われ、その経過については次のとおりである。

名 称	合併日	関係市町村
上北郡おいらせ町	H18.3.1	上北郡百石町、上北郡下田町
弘前市	H18.2.27	弘前市、中津軽郡岩木町、中津軽郡相馬村
平川市	H18.1.1	南津軽郡平賀町、南津軽郡尾上町、南津軽郡碇ヶ関村
三戸郡南部町	H18.1.1	三戸郡名川町、三戸郡南部町、三戸郡福地村
青森市	H17.4.1	青森市、南津軽郡浪岡町
上北郡東北町	H17.3.31	上北郡上北町、上北郡東北町
上北郡七戸町	H17.3.31	上北郡七戸町、上北郡天間林村
西津軽郡深浦町	H17.3.31	西津軽郡深浦町、西津軽郡岩崎村
八戸市	H17.3.31	八戸市、三戸郡南郷村
北津軽郡中泊町	H17.3.28	北津軽郡中里町、北津軽郡小泊村
南津軽郡藤崎町	H17.3.28	南津軽郡藤崎町、南津軽郡常盤村
東津軽郡外ヶ浜町	H17.3.28	東津軽郡蟹田町、東津軽郡平舘村、東津軽郡三厩村
五所川原市	H17.3.28	五所川原市、北津軽郡金木町、北津軽郡市浦村
むつ市	H17.3.14	むつ市、下北郡川内町、下北郡大畑町、下北郡脇野沢村
つがる市	H17.2.11	西津軽郡木造町、西津軽郡森田村、西津軽郡柏村 西津軽郡稲垣村、西津軽郡車力村
十和田市	H17.1.1	十和田市、上北郡十和田湖町
三戸郡五戸町	H16.7.1	三戸郡五戸町、三戸郡倉石村

2. 管 轄 区 域 図 (平成 27 年 4 月 1 日現在)



※ 北津軽郡のうち、板柳町*1は弘前児童相談所管内 上北郡のうち、おいらせ町*2は八戸児童相談所管内

3. 管内面積・人口 (児童人口)

			人 口(人)	Н26. 10.	1 推計	人口
相談所名	管轄区域	面積(km²)	(27.4.1 推計人口)	人 (人)	児童人口 (人)	比 率 (%)
	青 森 市	824. 61	288, 212	290, 646	42, 965	14.8
中 央	東準軽郡	653. 29	22, 972	23, 331	2, 632	11.3
	: 	1, 477. 90	311, 184	313, 977	45, 597	14. 5
	弘 前 市	524. 20	176, 524	178, 279	24, 905	14. 0
	黒 石 市	217. 05	33, 914	34, 108	5, 127	15.0
	平川市	346. 01	32, 228	32, 554	4, 702	14. 4
弘 前	中津軽郡	246. 02	1, 470	1, 488	171	11. 5
	南津軽郡	223. 06	33, 068	33, 345	4, 459	13. 4
	北津軽郡(板柳町)	41. 88	14, 193	14, 390	1, 979	13. 8
	計	1, 598. 22	291, 397	294, 164	41, 343	14. 1
	八戸市	305. 54	231, 490	232, 860	36, 944	15. 9
八戸	三 戸 郡	969. 33	68, 042	68, 806	9, 142	13. 3
八	上 北 郡 (おいらせ町)	71. 96	24, 136	24, 190	4, 381	18. 1
	計	1, 346. 83	323, 668	325, 856	50, 467	15. 5
	五所川原市	404. 18	55, 058	55, 690	8, 135	14. 6
	つがる市	253. 55	34, 493	34, 898	4, 674	13. 4
五所川原	西津軽郡	831. 96	18, 786	19, 143	2, 113	11.0
	北 津 軽 郡 (板柳町を除く)	262. 76	24, 844	25, 127	3, 321	13. 2
	計	1, 752. 45	133, 181	134, 858	18, 243	13. 5
	十 和 田 市	725. 65	63, 374	63, 959	9, 610	15. 0
七戸	三 沢 市	119. 87	39, 440	40, 055	7, 230	18. 1
	上 北 郡 (おいらせ町を除く)	1, 208. 36	72, 539	73, 190	10, 470	14. 3
	<u></u>	2, 053. 88	175, 353	177, 204	27, 310	15. 4
	むっ市	864. 16	57, 841	58, 617	9, 014	15. 4
むっ	下 北 郡	551. 96	16, 928	17, 187	2, 316	13. 5
	計	1, 416. 12	74, 769	75, 804	11, 330	14. 9
合	計	9, 645. 40	1, 309, 552	1, 321, 863	194, 290	14. 7

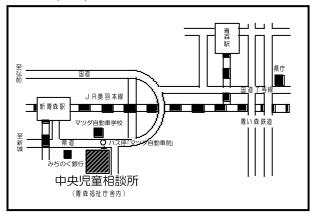
⁽注1) 総面積は平成26年10月1日現在の全国都道府県市町村別面積調(国土交通省国土地理院)(注2) 人口は平成26年10月1日現在及び平成27年4月1日現在の推計人口(青森県統計分析課)(注3) 県の人口には、県内市町村間移動者数を含んでいないため、各市町村の推計人口の総計とは一致しない。

4. 児童相談所の名称及び所在地

中央児童相談所

〒038-0003 青森市石江字江渡 5-1

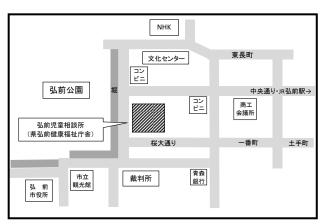
TEL (017) 781-9744 FAX (017) 781-4175



弘前児童相談所

〒036-8356 弘前市大字下白銀町 14-2

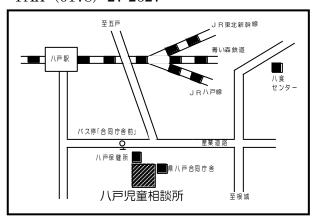
TEL (0172) 36-7474 FAX (0172) 36-8726



八戸児童相談所

〒039-1101 八戸市尻内町字鴨田 7

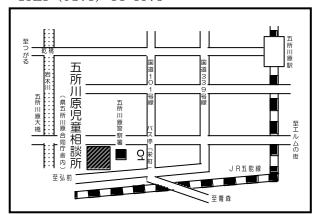
TEL (0178) 27-2271 FAX (0178) 27-2627



五所川原児童相談所

〒037-0046 五所川原市栄町 10

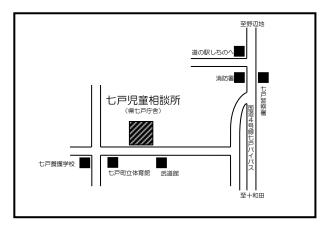
TEL (0173) 38-1555 FAX (0173) 38-4673



七戸児童相談所

〒039-2594 七戸町字蛇坂 55-1

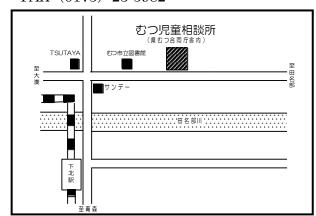
TEL (0176) 60-8086 FAX (0176) 60-8087



むつ児童相談所

〒035-0073 むつ市中央1丁目1-8

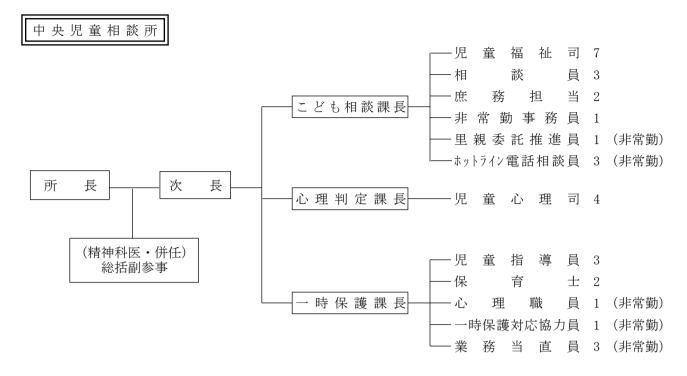
TEL (0175) 23-5975 FAX (0175) 23-5982



5. 組 織

H27.4.1現在

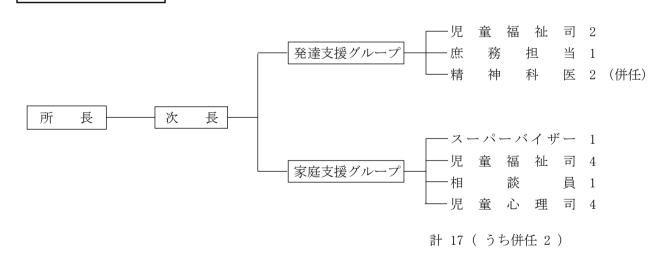
【東青地域県民局地域健康福祉部こども相談総室】



計 37 (うち非常勤10、併任1)

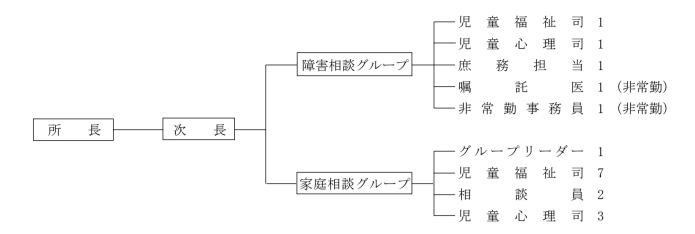
【中南地域県民局地域健康福祉部こども相談総室】

弘前児童相談所



【三八地域県民局地域健康福祉部こども相談総室】

八戸児童相談所



計 20 (うち非常勤 2)

【西北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室】

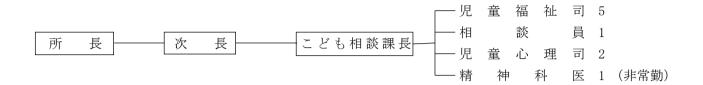
五所川原児童相談所



計 10 (うち非常勤 1)

【上北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室】

七戸児童相談所



計 12 (うち非常勤 1)

【下北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室】

むつ児童相談所



計 9

6. 沿 革

年	度	項 目
昭和	23	(昭和22.12 児童福祉法公布、昭和23.1 児童福祉法施行、昭和23.4 児童福祉法全面施行) 4月 中央児童相談所を本庁児童課内に、一時保護所を青森学園(教護院、当時青森市石江)におく。 6月 弘前児童相談所を中南地方事務所内に設置。
	24	3月 中央児童相談所新築移転(青森市新町)。 8月 中央児童相談所八戸出張所設置(八戸市玄中寺下)。
	26	5月 中央児童相談所八戸出張所を八戸児童相談所に昇格。
	27	児童福祉法第27条第1項の知事の措置権を児童相談所長に委任。
	29	4月 中央児童相談所移転(青森市寺町)。
	34	中央、弘前、八戸児童相談所が次長制となる。
	35	12月 中央児童相談所新築移転(青森市松森)。
	44	弘前、八戸児童相談所は次長制廃止。 一時保護の集中管理実施。
	47	中央児童相談所は次長制を廃止し、総務係、業務係の二係制となる。
	55	中央児童相談所は庶務課、業務課、一時保護課の三課制となる。
平成	元	青森福祉庁舎建設工事着工される。
	3	10月 中央児童相談所新築移転(青森市石江-青森福祉庁舎内)。
	5	中央児童相談所が次長制(兼務)となる。
	9	4月 中央児童相談所むつ支所が県むつ合同庁舎内に開設される。
	10	4月 県内各児童相談所庶務課の名称を総務課に改称。
	12	4月 弘前児童相談所五所川原支所が県五所川原合同庁舎内に、八戸児童相談所七戸支所が県七戸庁舎内に開設される。 中央児童相談所は総務課、業務課、心理判定課、一時保護課の四課制となる。
	14	4月 保健所、地方福祉事務所、児童相談所が県内6圏域ごとに「地方健康福祉こどもセンター」として組織改編となり、児童相談所については、各センターこども相談部として、各支所が、むつ児童相談所、五所川原児童相談所、七戸児童相談所に格上げとなる。 各児童相談所の総務課及び業務課を廃止し、「こども相談第一課」及び「こども相談第二課」を新設。中央児童相談所は、こども相談第一課、こども相談第二課、心理判定課、一時保護課の四課制となる。
	16	4月 中央児童相談所は次長制廃止。
	18	4月 弘前、八戸、むつの3地域は、「地方健康福祉こどもセンター こども相談部」から「地域県 民局 地域健康福祉部 こども相談総室」として組織改編となる。 中央児童相談所に精神科医(常勤)が配置される。
	19	4月 青森、五所川原、七戸の3地域は、「地方健康福祉こどもセンター こども相談部」から「地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室」として組織改編される。 各児童相談所が、「こども相談第一課」及び「こども相談第二課」を廃止して所長の下に次長制をしき、中央児童相談所は、「こども相談課」を新設。
	20	4月 五所川原、七戸、むつの3地域は、「福祉総室」と「こども相談総室」とを統合し、「地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室」として組織改編される。
	21	4月 中央児童相談所の精神科医(常勤)が廃止され、つくしが丘病院の精神科医が中央児童相談所 兼務となる。
	23	4月 弘前、八戸児童相談所が「心理判定グループ」を新設。
	24	4月 弘前、八戸児童相談所が「心理判定グループ」を廃止。
	27	3月 弘前児童相談所新築移転(弘前市下白銀町-県弘前健康福祉庁舎内)

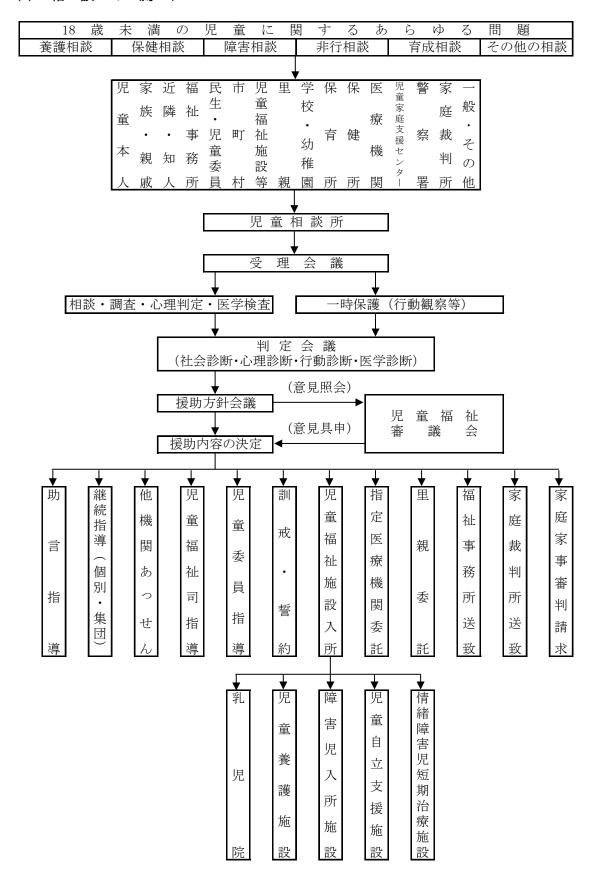
第2 児童相談所の業務

1. 相 談 業 務

(1) 相談の種類と主な内容

養護相談	養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、 後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保健相談	保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患 を含む)等を有する子どもに関する相談
	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障害相談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に関する相談
障 害 相	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞、学習障害や注意欠陥多動性障害等発達障害を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに入れる
談	重症心身障害相談	重症心身障害児に関する相談
	知 的 障 害 相 談	知的障害児に関する相談
	発達障害相談	自閉症・アスペルガー症候群・その他の広汎性発達障害・学習障害・ 注意欠陥多動性障害の児童に関する相談
非行	ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは 飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通 告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から 法第25条による通告のない子どもに関する相談
相談	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する
育	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
成相	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態に ある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合 等にはそれぞれのところに分類する
談	適 性 相 談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
その	他の相談	里親希望に関する相談、夫婦関係等についての相談等、上記のいずれ にも該当しない相談

(2) 相 談 の 流 れ



(3) 相談の状況

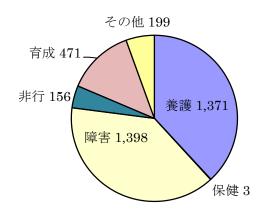
平成26年度に県内の児童相談所が受け付けた相談の総件数は3,598件で平成25年度の3,765件に比べ167件減(前年度比 95.6%)となった。

減少した相談件数は、保健相談(4件減)、肢体不自由相談(4件減)、言語発達障害等相談(35件減)、重症心身障害相談(5件減)、知的障害相談(92件減)、ぐ犯行為等相談(16件減)、触法行為等相談(6件減)、性格行動相談(25件減)、適性相談(22件減)、しつけ相談(15件減)、その他の相談(76件減)となっている。

増加した相談件数は、養護(虐待)相談(48件増)、養護(その他)相談(11件増)、発達障害相談(61件増)、不登校相談(13件増)となっている。

相談種類別では、知的障害相談及び発達障害等の障害相談が1,398件で全体の38.9%(前年度比94.9%)、虐待相談を含む養護相談が1,371件で38.1%(前年度比104.5%)、性格行動相談等の育成相談が471件で13.1%(前年度比90.6%)、その他の相談が199件で5.5%(前年度比72.4%)、非行相談が156件で4.3%(前年度比87.6%)、保健相談が3件で0.1%(前年度比42.9%)となっている。

図1 相談種類別児童受付数



総数 3,598 件

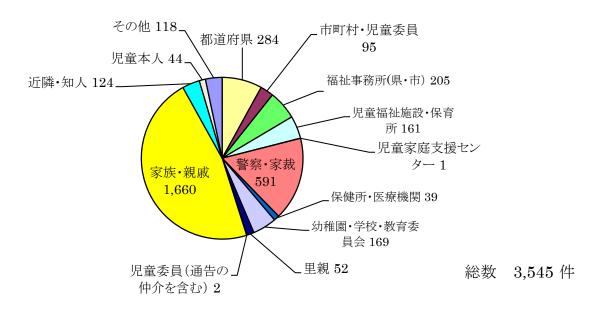
図2 受付件数の推移



汽	相談種類別児童受付数	1			1				ŀ	=	1						
	樂	チャー	保健		<u></u>	ŀ	\"- - -	m H		# #	Ç			及-		その街	
相談種別	民	W	昳	展	視	1 11 1	1==1	出	洪	❖	触	和	K		仁	W	
	細			#	盤	語 発	强 ^	的	地	₩ 12 13 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14	郑	夲			三		111
		8		K	汇	土土	į į			沪	允		溪		• ,	6	
	켙			-III	擅	世 害	予 堕	夢	<u></u>	乘	乘	仁			ン		
年度 %	*	伊	餫	#	₩ I	排	₩	₩I	M	华	掛	争	校	粗	t	角	
25	188	155	4	6		27	1	216	က	20	19	68	26	33	10	22	887
(%)	(21.2)	(17.5)	(0.5)	(1.0)		(3.0)	(0.1)	(24.4)	(0.3)	(5.6)	(2.1)	(10.0)	(2.9)	(3.7)	(1.1)	(6.4)	(100.0)
26	167	121		1		17	1	508	6	16	19	85	20	15	8	51	739
(%)	(22.6)	(16.4)		(0.1)		(2.3)	(0.1)	(28.3)	(1.2)	(2.2)	(2.6)	(11.5)	(2.7)	(2.0)	(1.1)	(6.9)	(100.0)
25	136	103	က	Н		4	ro	287	က	18	16	89	10	ro	6	80	748
(%)	(18.2)	(13.8)	(0.4)	(0.1)		(0.5)	(0.2)	(38.4)	(0.4)	(2.4)	(2.1)	(6.1)	(1.3)	(0.2)	(1.2)	(10.7)	(100.0)
26	171	113				Π,		247	14	26	∞ (47	24	4	8 7	44	703
(%)	(24.3)	(16.1)				(0.1)	(0.3)	(35.1)	(2.0)	(3.7)	(1.1)	(6.7)	(3.4)	(9.0)	(0.3)	(6.3)	(100.0)
25	508	133		14		11	4	356	က	18	12	72	20	53	16	93	993
(%)	(21.0)	(13.4)		(1.4)		(1.1)	(0.4)	(32.9)	(0.3)	(1.8)	(1.2)	(2.6)	(2.0)	(5.9)	(1.6)	(9.4)	(100.0)
26	244	165	- - ΄					369	9	31	16	74	19	36	10	20	1,046
(%)	(23.3)	(15.8)	(0.1)	(2.2)			(0.2)	(35.3)	(9.0)	(3.0)	(1.5)	(7.1)	(1.8)	(3.4)	(1.0)	(4.8)	(100.0)
22	48	17		<u>-</u> (9 ($\frac{162}{2}$	12	∞ (15	9 (က ((ග (12	303
(%)	(15.8)	(5.6)	,	(5.3)		(5.0)	,	(53.5)	(4.0)	(5.6)	(1.3)	(2.0)	(5.0)	(1.0)	(1.0)	(4.0)	(100.0)
9 28 8	52	(0.0)	T (6 0)	6 5		T (6 0)	4	136	37.	(5.5)	9 (0	2 7 6	15	n 6	4	<u>-</u> (c c)	316
25	146	72	(0.0)			19	: 1	204	1	15	:1	41	12	26		22	581
(%)	(25.1)	(12.4)		(1.5)		(3.3)	(0.7)	(35.1)	(0.2)	(5.6)	(1.4)	(7.1)	(2.1)	(4.5)	(0.3)	(3.8)	(100.0)
26	160	69		∞		9		162	11	12	6	32	11	15	2	31	529
(%)	(30.2)	(13.0)		(1.5)		(1.1)	(0.2)	(30.6)	(2.1)	(2.3)	(1.7)	(0.9)	(2.1)	(2.8)	(0.4)	(5.9)	(100.0)
25	83	22		∞				96		4	9	16	4		2	11	253
(%)	(32.8)	(8.7)		(3.2)			(0.4)	(37.9)		(1.6)	(2.4)	(6.3)	(1.6)		(0.8)	(4.3)	(100.0)
26	64	33	П	∞				106	9	П	П	18	2	П	П	16	265
(%)	(24.2)	(12.5)	(0.4)	(3.0)		(2.6)		(40.0)	(2.3)	(0.4)	(0.4)	(8.8)	(0.8)	(0.4)	(0.4)	(0.9)	(100.0)
25	810		7	48		29	15	1,321	22	113	65	304	28	96	42	275	3,765
(%)	(21.5)		(0.2)	(1.3)		(1.8)	(0.4)	(35.1)	(9.0)	(3.0)	(1.7)	(8.1)	(2.1)	(2.5)	(1.1)	(7.3)	(100.0)
26	858		က (44		32		1,229	83	97	59	279	91	74	27		3,598
(%)	(23.8)	(14.3)	(0.1)	(1.2)		(0.9)	(0.3)	(34.2)	(2.3)	(2.2)	(1.6)	(4.8)	(2.5)	(2.1)	(0.8)	(5.5)	(100.0)

相談の経路別の受付状況は、図3のとおりである。家族・親戚からの相談が1,660件で最も 多く、次いで警察・家裁からの相談が591件、都道府県からの相談が284件等となっている。

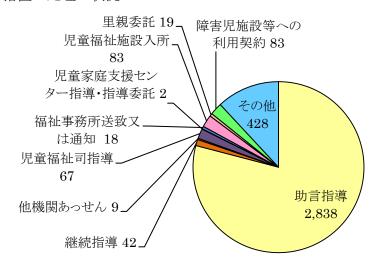
図3 経路別児童受付



※ 図1と図3の合計数に誤差が生じるのは、図1が年齢別の合計であるため年齢不明分が除かれていること、図3 は男女別の合計であるため性別不明分が除かれていることによる。

平成26年度中に措置・処理した件数は3,589件である。助言指導で処理をしたものが2,838件で79.1%を占め、次いでその他が428件、児童福祉施設入所が83件、障害児施設等への利用契約が83件等となっている。

図4 措置・処理の状況



総数 3,589 件

[※] 図4の措置・処理件数の中には、26年度未処理のものは含まれていない。

ア養護相談

養護相談に至った原因及び処理内容については表2のとおりである。主な原因としては、家族環境(虐待、経済的理由等)から生じた問題が87.0%(前年度比99.4%)を占めている。

表3 養護相談の理由別処理件数

		理	由別	家出	死亡	離婚	傷病	家 族	環境	その他	計
処	理	<u> </u>			9L L	内比外日	厨 加	虐待	その他	*C V 7 匝	μl
児童		:施設	:入所			1	12	29	19	5	66
里	親	委	託	1	1		1	2	9	4	18
助	言	指	導			3	31	728	278	102	1,142
継	続	指	導					10	8	1	19
児	童福福	止司打	指導					35	9	6	50
そ	(り	他					30	17	7	54
		+		1	1	4	44	834	340	125	1,349
	(9	%)		(0.1)	(0.1)	(0.3)	(3.3)	(61.8)	(25.2)	(9.3)	(100.0)

※ 子ども虐待関係

表4 虐待相談処理(対応)件数

- 児相 年度	中央	弘前	八戸	五所川原	七戸	むつ	計
平成 24 年度	204	153 (4)	196	73	171 (2)	45	842 (6)
平成 25 年度	202 (13)	138	212 (1)	50 (1)	140 (1)	80 (1)	822 (17)
平成 26 年度	167 (9)	170 (3)	242 (1)	42	150 (1)	63 (1)	834 (15)

注:()は電話相談再掲

図5 虐待相談処理件数の推移

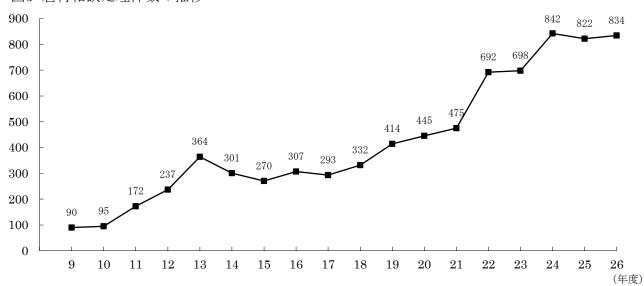


表5虐待の内容

児相	虐待の 内容 年度	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	計
	24	45	3	136	20	204
中央	25	83 (4)	3	102 (4)	14 (5)	202 (13)
	26	62 (8)	1	75	29 (1)	167 (9)
	24	71 (1)	1 (1)	48	33 (2)	153 (4)
弘前	25	42		86	10	138
	26	40 (1)	1	112 (2)	17	170 (3)
	24	64	2	99	31	196
八戸	25	70	2	121 (1)	19	212 (1)
	26	64	1	137 (1)	40	242 (1)
	24	12		31	30	73
五所川原	25	12 (1)		25	13	50 (1)
	26	7	1	24	10	42
	24	64	4 (2)	35	68	171 (2)
七戸	25	37	2	58 (1)	43	140 (1)
	26	35	1 (1)	73	41	150 (1)
	24	11	3	17	14	45
むっ	25	19 (1)		45	16	80 (1)
	26	20 (1)	1	33	9	63 (1)
	24	267 (1)	13 (3)	366	196 (2)	842 (6)
計	25	263 (6)	7	437 (6)	115 (5)	822 (17)
	26	228 (10)	6 (1)	454 (3)	146 (1)	834 (15)

注:()は電話相談の再掲

表6 被虐待児童の年齢別内訳 (六児相合計)

	虐待の内容		身体的	身体的虐待		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	性的虐	护			心理的虐待	虐待		保部	保護の怠慢	· 拒不	Кп		⟨□	111111111111111111111111111111111111111	
年度	年齡性別	用	女	本書	量小	用	女	不詳	+ <u>=</u> _	田	¥	不詳不	1111	用	女	本業	小計	黑	¥	不詳	↓ □
	0~3歳	20	14	1 (1)	35					20	44		94	6	10		19	79	(F)	1	148
	の小学書店	91	90	(T)	(1) 11		-		T-	7	76		100	1.0	11		(T)	Ω,	78	(T)	9 2
1			01		(1)		+		+	† -	Q.		100	7	T		9		2		(1)
	小沙子	20	47		26	П	2		3	20	81		151	29	24		53	150	154		304
珱	ļ	(1)	(1)		(2)					(1)	(3)		(3)	(3)			(3)	(2)	(3)		(8)
25	中学任	34	21		55		23		23	31	27		58	11	က		14	(3)	53		129
#	高校生·	14	20	1	35		1		1	10	21		31	2	4		9	26	46	1	73
	その他														(1)		(1)		(1)		(1)
菮	\ \ \ \ \									1	2		3						2		3
										(1)	(1)		(2)					(1)	(1)		(2)
	-1	139	122	2	263	T	9		7	216	221		437	63	52		115	419	401	2	822
	ПĒ	(4)	(1)	(1)	(9)					(3)	(3)		(9)	(3)	(2)		(2)	(10)	(9)	(1)	(17)
	0~3歳	10	6	1	$\overline{50}$					28	42		100	16	12		28	84	63	1	148
	未満																				
	3~学齢前	21	19		40					54	42		96	11	10		21	98	71		157
1	児童	(1)	(2)		(3)						(1)		(1)					(1)	(3)		(4)
2	小学生	41	29		02	1			1	92	80		156	40	21		61	158	130		288
送	.						+						1	(1)			(1)	(1)	+		(1)
26	中学任	$\frac{32}{}$	34		99		က		ಣ		53		62	16	13		29	81	79		160
		(I)	(4)		(2)					(I)			(1)					$\widehat{\mathbf{S}}$	(4)		(9)
#	高校生·	14	18		32	1	П		01	23	16		39	1	ಬ		7	40	40		80
	その他		(2)		(2)	(1)			(1)									(1)	(2)		(3)
麼	禁										1		1						1		Π
											(1)		(1)						(1)		(1)
	-1 11111	118	109	1	228	2	4		9	244	210		454	85	61		146	449	384	П	834
	_	(2)	(8)		(10)	(1)			(1)	(1)	(2)		(3)	(1)			(1)	(2)	(10)		(15)
\	() :	は 単語 おおり 再相	水の両十	洒																	

注:() は電話相談の再掲

表7 虐待相談通告経路

1111111	(13)	_	(1)	(1)	(1)	(1)	(11)	(6)	(3)	(1)		(1)	(1)	(12)
	202	138	212	50	140	80	822	167	170	242	42	150	63	834
虐待者本人(再掲)	7	4	8	3	7		29	2	2	2	1	1		11
その 色	18 (1)	2	11	2	16	9 (1)	61 (2)	16 (1)	6	10	3	15	4	57 (1)
上 时 村	3	7	10	4 (1)	11		35 (1)		4	7		4	2	17
学 校 等	11 (4)	4	13	9	12	6	55 (4)	13	3	25		12	5 (1)	58 (1)
警 燄 भ	115	85	119	31	54	30	434	95	96	152	27	61	39	470
祖 顧 開 現 報 競 裁 裁	3		6		3		15	3	2	3		2		13
医療機関	2	20	2		2		14	2		9	4	70		17
改 鄭 近					1		1							
児童委員	1	1					2							
福祉事務所					15	2	17					22	4	26
児 童 本 人	5	2	1				8	1		1	1	1 (1)		4 (1)
近隣・知人	7 (3)	17	17 (1)		3	18	62 (4)	22 (6)	28 (2)	22 (1)		9	9	84 (9)
競 凝	6 (4)		4	1	5 (1)	8	24 (5)	4		8		2	3	17
孫	31 (1)	12	23	9	18	4	94 (1)	11 (2)	28 (1)	8	2	17		71 (3)
経路児相	本	前	Ħ	所川原	Ħ	ς	11111111	本	前	Ħ	所川原	ĬĹ	ς	111111111111111111111111111111111111111
中	+	五 弘	及	25 王]	年	度む		#	五 弘	及八	五 97	年	度む	

注:()は電話相談の再掲

表8 虐待者について

						ļ												Ī
//	虐待者	<u>₩</u>	tul	実 炎	₩	inv	実 母		祖	祖	兄	織	峩	ħ	\vdash	恒艱		
				八以《			· 以 #					兄		0		(性	111111111111111111111111111111111111111	
年度	児相	\approx		外 の親	苺	#	かり親		\approx	母	弟	并	殿	他	盐	超)		
	中	98	(2)	12	98	(8)								18		4	202	(13)
17	班 犯	<u>j</u>		9	40									3			138	
珱	八	i 117	(1)	20	65		21	1		1				9			212	(1)
25	五所川原	25		ರ	21	(1)	21										20	(1)
卅	七月	79 1m		<i>L</i>	62		4 (1	(1)		က					2	4	140	(1)
英	Jp	38		11 (1)	26		н							4			80	(1)
	- <u>1</u> 11111111	414	(9)	61 (1)	300	(6)	9 (1	(1) 1		4				31	2	∞	822	(17)
	中	t 79	(2)	4	74	(2)								10		13	167	(6)
1	弘 前	<u>j</u> 80	(2)	13	71	(1)	3	6.5	3							70	170	(3)
松	三 三 八	i 114		17	91		1							18	1 (1)	16	242	(1)
26	五所川原	15 15		14	13											13	42	
卅	上	<u>ء</u> 76		8	63		1 (1	(1)		2						10	150	(1)
庚	C St	5 29		9	24	(1)								2			69	(1)
	1 ==	393	(4)	61	336	(6)	5 (1	(1)	3	2				33	1 (1)	57	834	(15)
		7.1.7.1.	1	<u> </u>														

注:() は電話相談の再掲

表9 虐待相談処理状況

年度	処理 児 相	助言指導	継続指導	他 機 関 ル	児童 福祉 司導	児 童 福 祉所	里 親 委 託	そ の 他	計
	中央	166 (12)	13		3	5		15 (1)	202 (13)
平	弘前	132	4					2	138
成	八 戸	186 (1)	1		10	6		9	212 (1)
25	五所川原	37 (1)			7	4		2	50 (1)
年	七戸	116 (1)			12	6		6	140 (1)
度	むっ	68 (1)			10	1		1	80 (1)
	計	705 (16)	18		42	22		35 (1)	822 (17)
	中央	139 (9)	3		5	5		15	167 (9)
平	弘前	159 (2)	1		3	2		5 (1)	170 (3)
成	八 戸	218 (1)			16	6	2		242 (1)
26	五所川原	35	2		2	2		1	42
年	七戸	120	1	2	9	12		6 (1)	150 (1)
度	むっつ	58 (1)	3			2			63 (1)
	計	729 (13)	10	2	35	29	2	27 (2)	834 (15)

注:()は電話相談の再掲 その他は、福祉事務所送致等

※ 家族再統合にかかる取り組み状況

表10 家族再統合の取り組みにかかる評価

	対象ケース	ケース数(件)	対象ケース全体に占める割合
	家庭復帰したケース	4	6%
施設	親子関係や生活の改善が見られたケース	28	45%
入所	変化が見られなかったケース	30	48%
	計	62	100%
	親子関係や生活の改善が見られたケース	25	86%
在宅	変化が見られなかったケース	4	14%
	計	29	100%

表11 家族再統合ケース数

	年度	(件数)	7	区成26年月	度(件数)		7	区成25年月	度(件数)	
対象	象ケース		終了	進行中	中断	計	終了	進行中	中断	計
施	法28第	をケース		7		7		5		5
設 入	家庭引き	取り前提	3	8	9	20	12	16	2	30
所	引き取り	前提なし	4	27	4	35	3	36	3	42
在宅	在	宅	23	6		29	22	14	2	38
	計		30	48	13	91	37	71	7	115

※ 里親制度について

里親は、児童を一時的又は継続的に自分の家庭内に預かって養育することを希望する者であって、都道府県知事が適当と認定した者である。

里親制度は、家庭的環境に恵まれない児童を個人の家庭に預け、その温かい愛情と家庭的雰囲気のなかで育てようとする制度である。

県内の委託状況は表12のとおりである。(前年度登録里親数 119、委託里子数 61)

表12 県内の里親・里子の状況

(平成27年3月末現在)

児	相	登録里親数	委 託	里 親	委託里子数
76	作 自	豆蚁生机蚁	実 数	受託率 (%)	安癿王丁奴
中	央	29	13	44.8	14
弘	前	23	8	34.8	10
八	戸	36	11	30.6	22
五所	川原	12	4	33.3	4
七	戸	14	6	42.9	7
む	つ	7	2	28.6	2
Ē	計	121	44	36.4	59

※ 小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム) について

小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)とは、保護者のない児童又は保護者に監督させることが不適当であると認められる児童の養育に関し、相当の経験を有する者等の住居において複数の児童について養育を行う事業である。

県内の利用状況は表13のとおりである。

表13 小規模住居型児童養育事業の利用状況

(平成27年3月末現在)

児	相	管内事	定員	入所(年	度中)	退所(生	F度中)	年度列	卡在籍
冗		業所数		措置人員	その他	措置人員	その他	措置人員	その他
中	央	3	18	5		1		7	
弘	前								
八	戸	2	12			3		7	
五所	川原								
七	戸			1				1	
む	つ			3				3	
Ī	計	5	30	9		4		18	

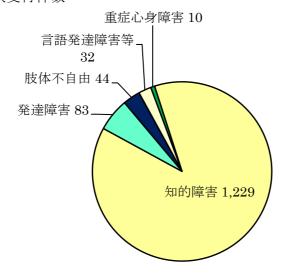
※ 里親等委託率 (平成27年3月末現在)

= <u>里親委託児童数(59人)+ファミリーホーム委託児童数(18人)</u> 乳児院入所児童(20人)+養護施設入所児童(262人)+里親・ファミリーホーム委託児童(77人)

イ障害相談

障害相談は、件数・割合とも他の相談を圧倒しており、その中でも知的障害相談は障害相談の87.9% を占めている。

図6 障害相談受付件数



総数 1,398 件

表14 障害児施設別利用状況

(平成27年4月1日現在)

施設種別 相	福祉型障害児入所施設(知的障害児)	福祉型障害児入所施設(自閉症児)	福祉型障害児入所施設(盲 児)	福祉型障害児入所施設(ろ う あ 児)	福祉型障害児入所施設(肢 体 不 自 由 児)	医療型障害児入所施設(肢 体 不 自 由 児)	医療型障害児入所施設(重症 心 身障 害児)	指定医療機関	合計
中 央	11							2	13
弘 前	14							10	24
八戸	23					11	2	4	40
五所川原	8				1			7	16
七戸	25				4			1	30
むっ	15					2	1		18
合 計	96				5	13	3	24	141

ウ非行相談

非行相談は前年度より22件の減少となっており、「家出・浮浪」及び「窃盗」が多くを 占める傾向は前年度と同様である。なお、これらの件数は主たる問題行動の内容を1件とし て計上しており、通常は問題行動の内容が複数であることが多い。

図7 非行相談の受付件数の推移

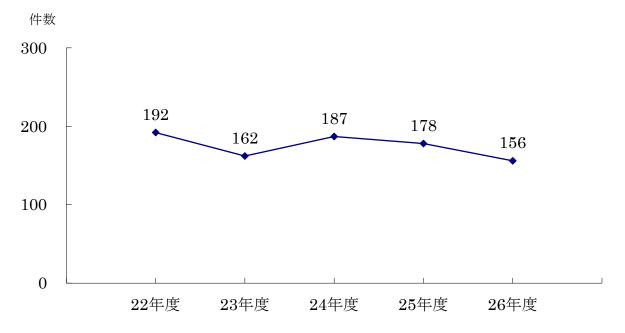


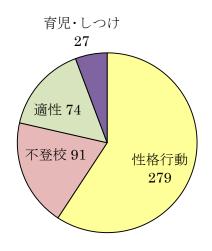
表15 非行相談の問題行動別処理件数

問題行動別	ぐ犯行為等相談					触法行為等相談							
	暴	虚	浪	家	自	シ	性	そ	窃	傷	放	そ	
処理	力	言癖	費	出・浮浪	家金銭持出	ンナー等吸引	的逸脱	の他	盗	害・恐かつ	火・弄火	の他	計
児童福祉施設入所				1			1		2	1		1	6
助言指導	10			24	13		7	31	28	7		4	124
継続指導					3			2	2	1			8
児童福祉司指導				1	1		1	2	4			4	13
その他					1		1		6				8
計	10			26	18		10	35	42	9		9	159

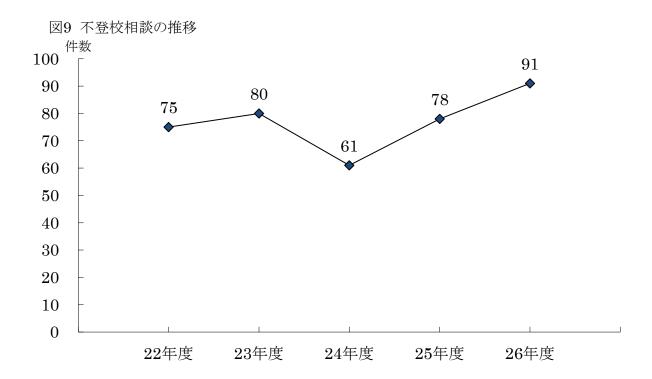
工育成相談

育成相談の相談内容による受付状況は図8のとおりで、前年度の520件に比べ49件減少している。減少した相談内容は、性格行動相談279件(前年度 304件) 適性相談74件(前年度96件) 育児・しつけ相談27件(前年度42件)、増加した相談内容は、不登校相談91件(前年度78件)となっている。

図8 育成相談受付件数



総数 471 件



※ 不登校相談について

平成26年度の不登校相談受付件数は、前年度と比べ13件増加している。

表16 不登校相談受付件数

年 度 児 相	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
中央	15	16	13	26	20
弘 前	13	18	13	10	24
八戸	19	14	19	20	19
五所川原	11	6	4	6	15
七戸	11	20	10	12	11
むっ	6	6	2	4	2
合 計	75	80	61	78	91

表17 不登校相談処理状況

処 理 児 相	助言指導	継続指導	福祉司指導	施設入所	その他	計
中央	20					20
弘 前	23	1				24
八戸	18				1	19
五所川原	14				1	15
七戸	9	1			1	11
むっ	5					5
合 計	89	2			3	94

2. 判定業務

相談判定件数は表18のとおり1,084件で、前年度に比べ131件減少(前年度比 89.2%)しており、相談件数に対する判定実施の割合は30.1%(前年度 32.3%)で、前年度に比べ2.2ポイント減少している。判定件数を相談種別でみると、障害相談に関するもの、養護相談に関するもの、育成相談に関するものの順になっている。

医学的・心理診断指導については、表19のとおりである。医学的診断指導は前年度に比べ70件増加、心理診断指導では495件減少している。

表18 相談種類別判定件数

児 相 相談種類	中央	弘前	八戸	五所川原	七戸	むっ	計
養護	14	35	18	6	23	22	118
保健							
肢体不自由					1		1
視 聴 覚 障 害							
言語発達障害等	14			1	5	1	21
重症心身障害							
知 的 障 害	158	169	203	90	97	50	767
発 達 障 害	2	2		18			22
ぐ犯行為等	1	9	8	1	3	1	23
触法行為等	1	7	2	3	3	3	19
性格行動	7	12	16	5	3	11	54
不 登 校		1	1	1	1	2	6
適性	10		19	5	18		52
育児・しつけ							
その他	1						1
計	208	235	267	130	154	90	1,084

表19 医学的·心理検査状況

	検査	[i F					心理診	断指導	[
	対象者	診察		その他	計	知		発	達			観察・	計
		`	検 査			検	査	検	査	検 査	の検査	指導	
中	児 童		158		244		160		229	22	2	230	643
	保護者				87		2		2			216	220
央	その他	15			15							43	43
弘	児 童	62			62		177		105	64	28	360	734
	保護者	64			64							276	276
前	その他	3			3							59	59
八	児 童	103			103		234		77	97	20	318	746
	保護者	122			122						2	255	257
戸	その他	7			7							40	40
五.	児 童	51			51		107		40	14	13	143	317
所川	保護者	53			53							133	133
原	その他	3			3							42	42
七	児 童	56			56		136		21	47	21	189	414
	保護者	61			61						2	156	158
戸	その他	6	3		9							82	82
む	児 童	21			21		60		39	31	4	128	262
	保護者	22			22							131	131
つ	その他	2			2							165	165
	児 童	379	158		537		874		511	275	88	1,368	3,116
合	保護者	409			409		2		2		4	1,167	1,175
計	その他	36	3		39							431	431
"	計	824	161		985		876		513	275	92	2,966	4,722

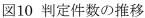






図11 医学的診断指導件数の推移

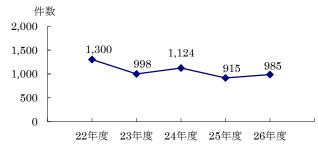


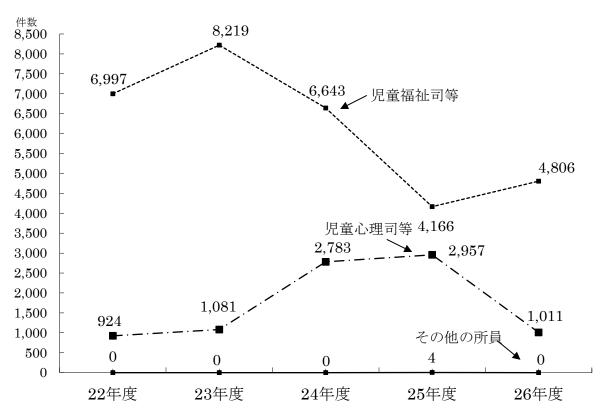
表20 判定書(証明書等)等の交付状況

内 容	中央	弘 前	八戸	五所川原	七戸	むっ	合 計
特別児童扶養手当診断書	11	5	10	33	12	10	81
愛 護 手 帳	159	155	209	84	96	49	752
障害児保育意見書	9		2		10		21
そ の 他 (福祉手当・障害証明書等)	72	43	88	27	19	6	255
合 計	251	203	309	144	137	65	1,109

表21 心理療法・カウンセリングの状況

				心理療法・カウンセリングの状況								
対	象別		/	医 師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員					
六	児		童		459	936						
	保	護	者		289	1,787						
合計	そ	の	他		263	2,083						
īΤ		計			1,011	4,806						

図13 心理療法・カウンセリングの推移(医師を除く)



3. 一時保護業務

(1) 県内児童相談所の一時保護の状況

ア 実人員及び延人員

平成26年度に県内六児童相談所で一時保護(保護委託を含む。)した児童の実人員の総数は168人であり、前年度に比べ4人の増となっている。個別に見ると、「中央児相の一時保護」は、弘前で7人、八戸で8人、七戸で6人の増であるが、中央で5人、五所川原で3人、むつで1人の減であった。「所内保護」では、弘前で1人、五所川原で1人、七戸で1人の増、八戸で8人の減であった。「保護委託」では、中央で1人、弘前で2人、七戸で4人の増であるが、八戸で1人、五所川原で4人、むつで5人の減であった。

また、延人員の総数は2,930人であり、前年度と比べ200人減少している。

表22 一時保護の状況(六児相)

医分 年度	児 相 別	保 護 の 内 容	実人員	延人員
	中央	中央児相の一時保護(昼間分を除く) 昼間一時保護 保 護 委 託 計	26 18 44	681 265 946
	弘 前	中央児相の一時保護 所 内 保 護 保 護 委 託 計	8 2 7 17	$ \begin{array}{r} 250 \\ 2 \\ 35 \\ 287 \end{array} $
25	八戸	中央児相の一時保護 所 内 保 護 保 護 委 託 計	$ \begin{array}{r} 14 \\ 10 \\ 26 \\ 50 \end{array} $	$ \begin{array}{r} 457 \\ 10 \\ 201 \\ 668 \end{array} $
年	五所川原	中央児相の一時保護 所 内 保 護 保 護 委 託 計	12 18	245 321 566
度	七戸	中央児相の一時保護 所 内 保 護 保 護 ま 計	9 1 14 24	$ \begin{array}{r} 300 \\ 298 \\ 1 \\ 151 \\ 450 \end{array} $
	むっ	中央児相の一時保護 所内保護 保護 ま	7	$ \begin{array}{r} 450 \\ 157 \\ \hline 56 \\ 213 \end{array} $
	合 計	中央児相の一時保護(昼間分を除く) 所 内 保 護(中央昼間分含む) 保 護 委 託 計	67 13 84 164	2,088 13 1,029 3,130
	中央	中央児相の一時保護(昼間分を除く) 昼間一時保護 保 護 委 託 計	21 19 40	299 294 593
	弘 前	中央児相の一時保護 所 内 保 護 保 護 委 託 計	15 3 9 27	$ \begin{array}{r} 426 \\ 3 \\ 97 \\ 526 \end{array} $
26	八戸	中央児相の一時保護 所 内 保 護 保 護 委 託 計	22 2 2 25 49	$ \begin{array}{r} $
年	五所川原	中央児相の一時保護 所 内 保 護 保 護 委 託 計	3 1 8 12	85 1 77 163
度	七戸	中央児相の一時保護 所 内 保 護 保 護 委 託 計	15 2 18 35	646 2 21 669
	むっ	中央児相の一時保護 所 内 保 護 保 護 委 託 計	3 3 2 5	5 120
	合 計	中央児相の一時保護(昼間分を除く) 所内保護(中央昼間分含む) 保護委託 計	79 8 81 168	$ \begin{array}{r} 120 \\ 2,173 \\ 8 \\ 749 \\ 2,930 \end{array} $

イ 相談種類別一時保護児童数

平成26年度に一時保護(保護委託含む。)した児童の相談種類別の実人員は、養護(児童虐待)が101人(60.1%)と最も多く、次いで養護(その他)が36人(21.4%)、非行が19人(11.3%)、育成が12人(7.1%)であり、養護が合計で137人(81.5%)となっている。前年度と比べ、養護(児童虐待)が6人増、養護(その他)が5人減、非行が3人増、育成が同数となっている。

延人員では、養護(児童虐待)が1,815人(61.9%)、養護(その他)が429人(22.2%)、育成が357人(12.2%)、非行が329人(11.2%)の順で、養護が合計で2,244人(76.6%)となっている。

表23 相談種類別一時保護児童数

区分					養 護		障害	非 行	育成	保健•	
年度	児相	別	人員	児童虐待	その他	小 計	(言語障害・ 知的障害等)	(ぐ犯行為・ 触法行為等)	(性格行動・ 不登校等)	その他	合 計
	中	央	実人員	16	20	36		7	1		44
	+	犬	延人員	434	312	746		162	38		946
	弘	前	実人員	4	3	7		5	5		17
25	74	ĦIJ	延人員	35	27	62		44	181		287
	八	戸	実人員	39	5	44		3	3		50
	Л)	延人員	460	76	536		73	59		668
年	五所	三可	実人員	14	4	18					18
+	-11/7/17	川原	延人員	488	78	566					566
	七	ቯ	実人員	17	5	22		1	1		24
	L	<i>)</i>	延人員	354	92	446		2	2		450
度	む	J	実人員	5	4	9			2		11
	₹J		延人員	63	85	148			65		213
	合	計	実人員	95	41	136		16	12		164
		ĦΙ	延人員	1,834	670	2, 504		281	345		3, 130
	中	央	実人員	21	17	38		1	1		40
	!	人	延人員	328	245	573		10	10		593
	弘	前	実人員	9	8	17		7	3		27
26	<i>J</i> A	נינו	延人員	188	101	289		124	113		526
	八	戸	実人員	37	4	41		3	5		49
		,	延人員	558	76	634		53	172		859
年	五所	川直	実人員	7		7		5			12
	-1L// /	11/2/2	延人員	95		95		68			163
	七	戸	実人員	24	7	31		3	1		35
		, .	延人員	564	7	571		74	24		669
度	む	J	実人員	3		3			2		5
	ر	_	延人員	82		82			38		120
	合	盐	実人員	101	36	137		19	12		168
		βI	延人員	1, 815	429	2, 244		329	357		2, 930

(2) 中央児童相談所の一時保護所(集中管理)の状況

ア 実人員及び延人員等

平成26年度に中央児童相談所に一時保護した児童の実人員は、県内六児童相談所合わせて79人であり、前年度と比べて12人増加している。個別に見ると、中央が5人、五所川原が3人、むつが1人の減、弘前が7人、八戸が8人、七戸が6人の増となっている。

延人員では県内六児童相談所で2,173人であり、前年度と比べて85人増加している。個別に 見ると、中央が382人、五所川原が160人、むつが42人の減、弘前が176人、八戸が145人、七戸 が348人の増となっている。

一日平均の一時保護人員は6人(前年度比 0.3人増)、一人平均の一時保護日数は27.5日 (前年度比 3.7日減)となっている。

イ 相談種類別保護児童数

平成26年度に一時保護した児童の相談種類別の実人員は、養護が55人(69.6%)[児童虐待は45人(57.0%)、その他は10人(12.7%)])、非行が13人(16.5%)、育成が11人(13.9%)の順となっている。また、延人員では、養護が1,502人(69.1%)[児童虐待は1,335人(61.4%)、その他は167人(7.7%)])、育成が355人(16.3%)、非行が316人(14.5%)の順となっている。

実人員では、前年度と比べ12人増加となっているが、個別に見ると、養護が10人、非行が1人、育成が1人の増となっている。

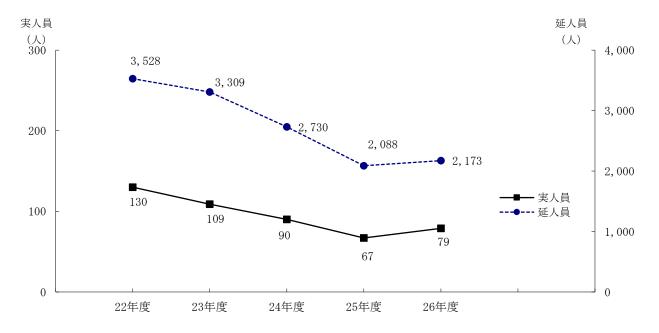
延人員では、前年度と比べ85人増加しており、養護が30人、非行が42人、育成が13人の増となっている。

表24 中央児童相談所一時保護所の一時保護状況

(単位:人)(単位:日)

75	1数	c		c	ှ	U	D	0	0	-	-	c			7	c	7	_	7	_	1 '	c		-	4	c	o	Ľ	
5 1人平均	員保護日数	20		6	91.	66	.70	Ç	40.	66	.00	O6		9.1		-		06		7.0	. 1 2	ŏ¢		61	40.	00		20	.12
1日平均	保護人員	-	1.9	- 1		1 9	L. 9	- 1		0		0	4	1		0		1 0		1	1.0	6		0	1.0	0		9	· ·
4		26	681	8	250	14	457	9	245	6	298	4	157	29	2, 088	21	299	15	426	22	605	3	85	15	646	3	115	62	2, 173
保健·	その他																												
	小計	1	38	5	181	2	28					2	99	10	342	1	10	3	113	2	172			1	24	1	36	11	355
ゼ	しつけ																												
仁	不登校																												
	性格行動	1	38	5	181	2	28					2	65	10	342	1	10	3	113	2	172			1	24	1	36	11	355
	小計 性	2	162	2	41	2	69			1	2			12	274	1	10	9	123	2	51	2	29	2	73			13	316
分	触法行為等	1	15	1	36									2	51			3	29	1	22	1	22	1	39			9	183
#	ぐ犯行為等 触	9	147	1	2	2	69			1	2			10	223	1	10	3	99	1	59	1	4	1	34			2	133
	小計 <																												
	発達障害																												
[I																													
豊	言語発達障害 知的障害																												
	肢体不自由 言語系																												
	小計 肢体	18	481	П	28	10	330	9	245	8	296	2	92	45	472	19	279	9	190	15	379	1	26	12	549	2	62	22	502
鐷		3	106			1	38	1	36	1	44 ;	1	49	2	263 1,	9	; 69	1	25	3	73							10	167 [1, [
兼	豊待 その他	15	375 1	1	28	6	302	5	209	2	252	1	43	38	209	13	210	2	165	12	306	1	26	12	549	2	62	45	335 1
_	児童虐待			nmr/		nm/		nm/		nm/		nfm/			1,			nm/				-m/				nm/			1,
II.	Ĭ <	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
J.G. 84		ŧ	K	清	Ē][Ļ	型川岩土	八	10		()	-1 1111	п	ŧ	К	指		10		划川地土	(A)	10	Ĺ	()	1111	Ē
=		£	F	'n	A	11	<	H H	11.77	+	נ	4	Þ	∢	П	£	F	/E	45	<	<	出	1111	4	נ	4	Þ	4	П
₩ ₩	年度			•	25			Ħ	+			庚							26			Ħ	+			庚			

図14 中央児童相談所一時保護所の一時保護児童の推移



ウ 日数別一時保護児童数

平成26年度の日数別一時保護児童数は、29日~60日が34人(43.0%、前年度比2人減)と最も多く、次いで1日~7日が14人(17.7%、前年度比7人増)となっている。 2週間を超えるものは60人(75.9%)と前年度と比べて4人増加している。また、 2ヶ月を超えて一時保護された児童数は2人であった。

表25 日数別一時保護児童数

(単位:人) 相 児 别 1日~7日 8日~14日 15日~21日 22日~28日 29日~60日 61日以上 合 計 年度 中 央 弘 前 戸 年 五. 所 Ш 原 戸 度 む 合 計 中 央 弘 前 戸 Щ 原 五. 所 年 戸 度 む 合 計

エ 一時保護児童の退所先

平成26年度の一時保護児童の退所先のうち、家庭引取が36人(45.6%、前年度比1人増)と最も多かった。次いで、その他が16人(20.3%、前年度比13人増)、児童養護施設が15人(19.0%、前年度比4人減)、児童自立支援施設が6人(7.6%、前年度と同数)、情緒障害児短期治療施設が4人(5.1%、前年度比2人増)、福祉型障害児入所施設(知的障害児)が2人(2.5%、前年度と同数)の順となっている。

表26 一時保護児童の退所先の状況

区分 年度	児	相 別	家庭引取	児童養護 施設	児童自立 支援施設	福祉型障害 児入所施設 (知的障害 児)	情緒障害 児短期治 療施設	家裁送致	その他	合 計
	中	央	12	9	4				1	26
25	弘	前	5	2			1			8
	八	戸	10	2	2					14
年	五,所	斤 川 原	3	2					1	6
	七	戸	4	2		2			1	9
度	む	つ	1	2			1			4
	合	計	35	19	6	2	2		3	67
	中	央	14	1					6	21
26	弘	前	6	4	2				3	15
	八	戸	8	3	2	1	3		5	22
年	五,所	斤 川 原	2				1			3
	七	戸	6	4	2	1			2	15
度	む	つ		3						3
	合	計	36	15	6	2	4		16	79

(3) 県内児童相談所の委託一時保護の状況

ア 相談種類別委託一時保護の状況

平成26年度に県内六児童相談所で委託一時保護した児童の実人員の総数は81人で、前年度と 比べて 3人減となっている。内訳を見ると、養護(児童虐待)が51人(63.0%、前年度比4人 増)、養護(その他)が24人(29.6%、前年度比 10人減)、非行が5人(6.2%、前年度比 3 人増)、育成が1人(1.2%、前年度と同数)の順となっている。

延人員の総数は749人で、前年度と比べて280人減となっている。内訳を見ると、養護(児童 虐待)が475人(63.4%、前年度比 140人減)、養護(その他)が260人(34.7%、前年度比 147人減)、非行が12人(1.6%、前年度比 7人増)、育成が2人(0.3%、前年度と同数)の順となっている。

1人平均保護日数(延人員÷実人員)は9.2日で、前年度と比べて3.1日減となっている。

表27 相談種類別委託一時保護児童数

区分			養護			n-4	II. 7=		保健・そ	(単位:人)
年度	児 相 別	人員	児童虐待	その他	小 計	障害	非 行	育成	の他	合 計
	中央	実人員	1	17	18					18
	中大	延人員	59	206	265					265
	弘前	実人員	3	3	6		1			7
25	75 刊	延人員	7	27	34		1			35
	八戸	実人員	21	4	25		1			26
	八一	延人員	149	48	197		4			201
年	五所川原	実人員	9	3	12					12
+	<u> </u>	延人員	279	42	321					321
	七戸	実人員	9	4	13			1		14
		延人員	101	48	149			2		151
度	むっ	実人員	4	3	7					7
	ر تو	延人員	20	36	56					56
	合 計	実人員	47	34	81		2	1		84
		延人員	615	407	1, 022		5	2		1,029
	中央	実人員	8	11	19					19
	+ ×	延人員	118	176	294					294
	弘前	実人員	3	6	9					9
26)A HI	延人員	22	75	97					97
	八戸	実人員	23	1	24		1			25
		延人員	250	3	253		2			255
年	五所川原	実人員	5		5		3			8
+	五 別川原	延人員	68		68		9			77
	七戸	実人員	11	6	17		1			18
		延人員	14	6	20		1			21
度	むっ	実人員	1		1			1		2
		延人員	3		3			2		5
	合 計	実人員	51	24	75		5	1		81
		延人員	475	260	735		12	2		749

イ 委託先別委託一時保護の状況

平成26年度の委託先は、実人員総数82人のうち、児童福祉施設66人(80.5%、前年度比7人減)、里親11人(13.4%、前年度比3人増)、警察3人(3.7%、前年度比1人増)、病院1人(1.2%、前年度と同数)、その他1人(1.2%、前年度比1人増)の順となっている。

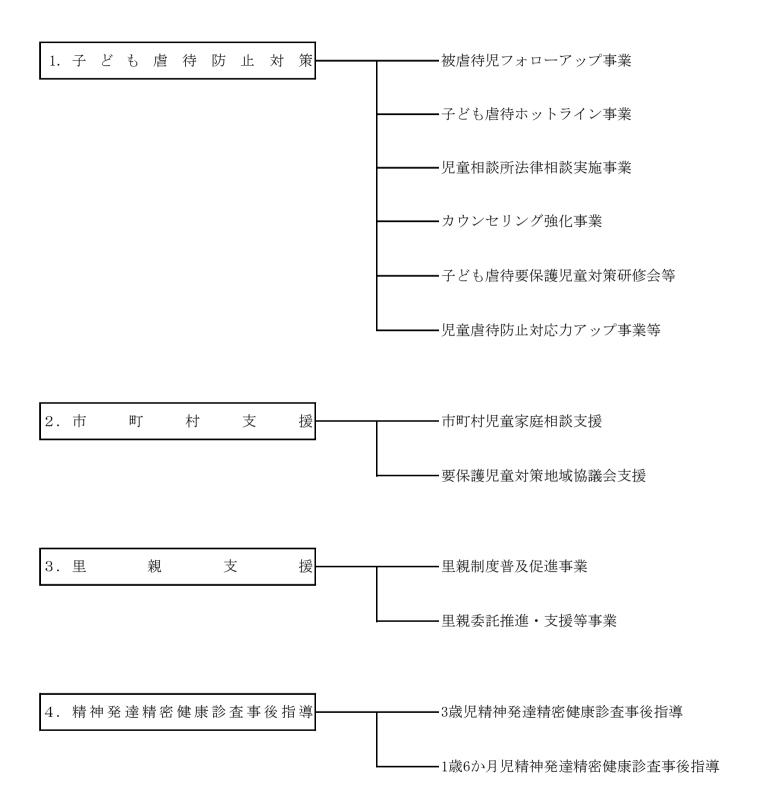
延人員の総数は749人で、児童福祉施設641人(85.6%、前年度比 335人減)、里親99人(13.2%、前年度比 66人増)、警察4人(0.5%、前年度比 1人増)、その他4人(0.5%、前年度比 4人増)、病院1人(0.1%、前年度比 16人減)の順となっている。また、児童福祉施設の1人平均保護日数(延人員÷実人員)は9.7日で、前年度と比べて3.7日減となっている。

表28 委託先別委託一時保護の状況

区分			1			I			(単位・八)
年度	児 相	別	人 員	児 童 福 祉 施 設	病院	里親	警察	その他	合 計
			実人員	16		2			18
	中	央	延人員	255		10			265
			実人員	7					7
25	弘	前	延人員	35					35
		_	実人員	24		2			26
	八	戸	延人員	197		4			201
<i>F</i>		uled	実人員	11			1		12
年	五所儿	川原	延人員	320			1		321
	1.	_	実人員	12	1		1		14
	七	戸	延人員	132	17		2		151
度	+.	_	実人員	3		4			7
	む	つ	延人員	37		19			56
	^	∌ 1.	実人員	73	1	8	2		84
	合	計	延人員	976	17	33	3		1, 029
	中	央	実人員	16		3			19
	十	犬	延人員	220		74			294
	弘	前	実人員	9					9
26	54	目川	延人員	97					97
	八	戸	実人員	22		1	2		25
	/()	延人員	243		9	3		255
年	五所	川百	実人員	4		3		1	8
	-1L//I/	11/015	延人員	64		9		4	77
	七	戸	実人員	15	1	2	1		19
	J	,	延人員	17	1	2	1		21
度	む	つ	実人員			2			2
	, L		延人員			5			5
	合	計	実人員	66	1	11	3	1	82
	ı	н	延人員	641	1	99	4	4	749

第3 児童相談所の事業

県内の児童相談所は、地域の必要に応じて、児童の健やかな育成及び家庭・地域における児童養育を支援するための各種援助活動や第一義的な児童家庭相談窓口である市町村への後方支援等を行っている。 事業の概要を総括すると、下図のようになる。



1. 子ども虐待防止対策

(1) 被虐待児フォローアップ事業

虐待経験を持つ児童やその保護者への治療的援助、虐待経験を有する児童を指導している児童福祉施設 職員への援助を目的としてフォローアップ事業を実施している。

平成12年度から中央児童相談所で開始され、現在は県内各児童相談所において地域のニーズに合わせて 実施しており、平成26年度の実績は下記のとおりである。

表29 児童福祉施設職員指導

区 分 児 相	実施施設数	指導回数	職員数	延指導回数
中央児童相談所	5	43	31	272
弘前児童相談所	2	13	16	101
八戸児童相談所	11	115	182	298
五所川原児童相談所	1	10	6	52
七戸児童相談所	3	5	52	52
むつ児童相談所	5	68	188	70

表30 被虐待児集団指導

児 相	指導回数	児童数	延指導回数	スーパービジョン 参加職員数
中央児童相談所				
弘 前 児 童 相 談 所				
八戸児童相談所	1	3	1	2
五所川原児童相談所				
七戸児童相談所				
むつ児童相談所				

表31 被虐待児親子指導

区 分 児 相	ケース数	児童数	親数	延指導回数
中央児童相談所				
弘 前 児 童 相 談 所				
八戸児童相談所	9	75	16	95
五所川原児童相談所				
七戸児童相談所	1	1	1	6
むつ児童相談所				

表32 被虐待児個別指導

区 分 児 相	児童数	延指導回数	スーパービジョン 参加職員数
中央児童相談所	2	37	36
弘前児童相談所	14	90	45
八戸児童相談所	17	106	15
五所川原児童相談所	3	12	8
七戸児童相談所	2	5	
むつ児童相談所	1	13	

表33 被虐待児の保護者指導

区 分 児 相	保護者数	延指導回数
中央児童相談所	9	38
弘前児童相談所	3	21
八戸児童相談所	65	350
五所川原児童相談所	12	283
七戸児童相談所	16	70
むつ児童相談所	18	129

(2) 子ども虐待ホットライン事業

子どもへの虐待に関する通告・通報を受けるホットライン(フリーダイヤル)を各児童相談所に設置し、虐待の防止と早期発見・早期対応を図ることを目的としている。

表34 通告者別(相談者別)受付状況

通告者	家族	警察	学 校	本人	福祉事務所	市町村	近隣	保健所	医療機関	民生委員	児童福祉施設	親戚	その他	合計
件数	12	1	1	3			49		4			10	5	85

表35 虐待の内容と年齢別内訳

年齢・性別	0 点	轰 児	幼	児	小当	产 生	中当	学 生	高村	交 生	その	つ他	合	計
虐待の内容	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
身体的虐待	2	?	3	5	1	4	4	4	3	2		1	13	16
性的虐待								1						1
心理的虐待	1		9	12	4	14	1	2		1	1	4	16	33
保護の怠慢・拒る	1/1		1	1	1	1	2						4	2
不明														
合 計	3	3	13	18	6	19	7	7	3	3	1	5	33	52

(3) 児童相談所法律相談実施事業

保護者が自らの虐待行為を認めない場合の法的介入、又は処遇に当たり法的手続き上専門的な助言を必要とする場合などにおいて、迅速かつ適切な対応ができるよう、各児童相談所における相談担当弁護士を確保することにより、相談体制の強化を図っている。

年度	児	相	相談回数	内容
	中	央	9	・児童福祉法第28条の規定による申立てについて
9.4	十	大	2	・円滑な就籍をするための法的手続きについて
$\frac{1}{2}$	弘	前	1	・法第28条第1項による審判申立ての可否および申立ての際の書類について
	八	戸	3	・児童福祉法第28条による申立てについて
25	弘	前	1	・施設入所に関し、共同親権者として父の意向確認の必要性について。父から面会交流希望がある場合の対応について。
				18歳到達以降の法28条第2項の手続きについて
	弘	前	1	法28条で児童養護施設に入所中の児童について、親権者以外の家族との交流について法的に問題は無いか。
26	八	戸	2	児童福祉法第28条第2項の申立てを検討しているケースの取扱いに ついて
			1	児童の親の代理人弁護士への対応について
	七	戸	1	児童福祉法28条申立事件にかかる対応について
			1	児童福祉法28条申立事件にかかる書面について

児童福祉法第28条 (親権者等の意に反する場合の家庭裁判所の承認による施設入所等の措置) 及び法第29条 (立入調査) 又は児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項 (立入調査等) の適用 件数

(平成26年度実績)

児 相	28 条 適 用	29 条 適 用	9条1項適用
中央児童相談所			
弘前児童相談所			
八戸児童相談所	2		
五所川原児童相談所			
七戸児童相談所	2		
むつ児童相談所			

(4) カウンセリング強化事業

児童虐待を行う保護者等に対して、精神科医の協力により指導を行うものであり、平成13年4月から事業を開始し、平成26年度の実績は下記のとおりである。

表36

/ 児	相	\	_	_	区分	/	実ケース数	医学診断・カウンセリング・助言の件数
中	央	児	童	相	談	所	9	18
弘	前	児	童	相	談	所	1	1
八	戸	児	童	相	談	所	8	8

(5) 子ども虐待要保護児童対策研修会等

子ども虐待要保護児童対策研修会は、地域における子どもに関わる関係者に対する研修の充実を図り、地域でるみで虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童の発生を防止する機運の醸成を図ることを目的に、県内2か所の児童相談所で開催している。

また、むつ児童相談所では、東日本大震災を機に「東日本・家族応援プロジェクトinむつ」(支援者応援セミナーなど)を開催している。

児 相	実施年月日	研 修 名	会場	参 加 者 数
七戸児童相談所	H26.12.15	子ども虐待要保護児童対策研修会	七戸中央公民館	173
	H26.8.23 ∼H26.9.7	団士郎家族漫画展	むつ市立図書館	(自由鑑賞)
	H26.9.5	支援者応援セミナー	むつ市役所	65
むつ児童相談所	H26.9.5	お父さん応援セミナー	むつ市中央公民館	30
H26.9.6		団士郎漫画トーク	むつ市立図書館	50
	H26.12.12	子ども虐待防止要保護児童対策研修会	むつ市立図書館	100

(6) 児童虐待防止対応カアップ事業等

平成17年4月に改正児童福祉法が施行され、住民に身近な市町村が児童家庭相談の第一義的な窓口となり、児童虐待の未然防止・早期発見を中心に積極的な取組を進めることとなった。児童相談所は専門的な知識及び技術を必要とするケースへの対応や市町村の後方支援を行うこととされた。

地域の子どもたちを守るためには、市町村と児童相談所それぞれが本来果たすべき役割を果たすとともに、適切に連携できる仕組みを構築する必要があることから、青森県健康福祉部こどもみらい課が実施する「児童虐待防止対応力アップ事業」(「市町村要保護児童対策地域協議会のためのケースマネジメント研修」、「子どもに関わる関係機関のためのリスクアセスメント研修」等)に児童相談所も参画した。

また、各児童相談所において、管内市町村児童家庭相談担当職員を対象とした研修を実施した。

2. 市町村支援

(1) 市町村児童家庭相談支援

平成17年4月から市町村が第一義的な児童家庭相談窓口となったことから、市町村児童相談担当者の 資質の向上を図るため、児童相談所が市町村児童家庭相談担当者研修を実施し、市町村の児童家庭相 談体制の充実を図っている。

① 市町村児童家庭相談担当者研修会

児 相	管内市町村数	開	催	日	数	開催延時間数	延参加者数
中央児童相談所	5				2日	4時間	9名
弘前児童相談所	8				1日	5.5時間	15名
八戸児童相談所	8				1日	2時間	7名
五所川原児童相談所	6				1日	2時間	7名
七戸児童相談所	8				2日	5時間	23名
むつ児童相談所	5						

②市町村巡回支援実施状況

児	相	管内市町村数	延実施市町村数	概 要
七戸児童村	相談所	8		相談受付台帳の整備及び児童記録票作成、統計処理等に関する助言。要対協、進行管理台帳整備、実務者会議運営方法等に関する助言。
むつ児童村	相談所	5	5	相談受付台帳整備、児童記録票作成、統計処理等 に関する助言。要対協、進行管理台帳整備、実務 者会議運営方法等に関する助言。

(2) 要保護児童対策地域協議会

		設置済	会 議	出席	回 数
児 相	管内市町村数	市町村数	代表者会議	実務者会議	個 別 ケ ー ス 検 討 会 議
中央児童相談所	5	5	2	14	6
弘前児童相談所	8	8	6	7	30
八戸児童相談所	8	8	5	18	2
五所川原児童相談所	6	6	2	11	15
七戸児童相談所	8	8	7	43	9
むつ児童相談所	5	5	5	4	17

注:管内市町村数は平成27年3月31日現在

3. 里親支援

(1) 里親制度普及促進事業 (実施主体:県・児童相談所)

① 普及啓発

里親制度にかかる講演会等の実施により広報活動を行い、新たな里親の開拓に取り組んでいる。 (H26年度~県内1児相、1施設持ち回り)

機	関	名	内容	参加	】者	数
あけ	ぼの	学 園	里親講演会「親と子~その理解と支援」	8	30名	
弘前月	見童木	目談 所	子どもの育ち講演会~そだちと愛着形成、里親等の社会的養護~	(33名	

② 養育里親研修

家庭養育の必要な児童を受け入れる養育里親として必要な基礎的知識や技術の修得を行うとともに、その資質の向上を図ることを目的として、年2回、養育里親の新規認定時に「基礎研修」「認定前研修」、養育里親の認定更新時に「更新研修」を実施している。

研 修 名	会場	参加者数
<前期> 基礎研修	中央児童相談所・藤聖母園	12名
認定前研修	中央児童相談所・藤聖母園	11名
<後期> 基礎研修	八戸児童相談所・あけぼの学園	11名
認定前研修	八戸児童相談所・あけぼの学園	14名
<前期> 更新研修	中央児童相談所•藤聖母園	11名
<後期> 更新研修	八戸児童相談所・あけぼの学園	8名

(2) 里親委託推進・支援等事業 (実施主体:県・児童相談所)

機関名	内容	参 加 者 数
	平成26年度青森県里親委託推進委員会	25名

4. 精神発達精密健康診查事後指導

(1) 3歳児精神発達精密健康診査事後指導

各市町村が行う3歳児精密健康診査の結果、児童相談所における専門的な援助が必要と認められる児童及び養育上の援助が必要と認められる保護者に対して、援助・指導を行っている。(精密健康診査は平成24年度から市町村で実施)

表37は相談の主訴別に診断名をつけて分類したものである。

表37 3歳児精健事後指導主訴・診断名別件数

次31 3 放光相度 1			<u> </u>	診		<u>H</u>	新		名		
主訴	相談児童数	正常・正常範囲	精神発達の問題(遅 滞)	言語発達遅滞	構音障害	神経性習癖	社会性の未熟	反社会的傾向	自閉的傾向	そ の 他	保留
言葉の遅れ	2		2								
発 音 異 常											
吃音											
精神発達の遅れ	1		1								
落ち着きがない											
夜尿・指しゃぶり											
その他											
合 計	3		3								

表38 3歳児精健事後指導状況(相談児童数)

児	相	25年度	26年度
中	央	3	1
弘	前		
八	戸		
五所	川原	4	1
七	戸	7	1
む	つ		
合	計	14	3

(2) 1歳6か月児精神発達精密健康診査事後指導

各市町村が行う1歳6か月児精密健康診査の結果、児童相談所における専門的な援助が必要と認められる児童及び養育上の援助が必要と認められる保護者に対して、援助・指導を行っている。(精密健康診査は平成24年度から市町村で実施)

表39は相談の主訴別に診断名をつけて分類したものである。

表39 1歳6か月児精健事後指導主訴・診断名別件数

	相		診	B	折	名	
	刊 談 児 童	正常・正常	(遅 滞の	言語発達の	情緒発達の	その	保
主訴	数	正常範囲	問題	問題	問題	他	留
言葉の遅れ	1		1				
発 音 異 常							
吃音							
精神発達の遅れ							
落ち着きがない							
その他							
合 計	1		1				

表40 1歳6か月児精健事後指導状況(相談児童数)

児	相	25年度	26年度
中	央		
弘	前		
八	戸		
五	所川原		1
七	戸	1	
む	つ		
合	計	1	1

第4 関係機関との連携状況

1. 講 師 派 遣 等

ア 中央児童相談所

研修会等名称等	開催地	備考
地域担当者研修会並びにサークルの集い	青森市	虐待の動向・こどものしつけ、関わり方について
単位民生委員児童委員協議会会長研修会	野辺地町	県内の児童問題の実態と児童委員活動について
新規採用養護教諭研修 I	青森市	児童虐待の現状と対応について
保健大学社会福祉基礎実習Ⅱ講師	青森市	児童相談所の概要と現状について
社会福祉主事認定講習	青森市	児童相談業務について
出前トーク	青森市	「子どもを虐待から守るために」について
初任者研修(特別支援学校)生徒指導基礎講座	青森市	児童相談所の役割
心の健康講座	青森市	思春期の心~過去、現在、そして未来~
国際ソロプチミスト青森例会	青森市	里親制度の諸事情について
平成26年度県立学校10年経験者研修共通Ⅲ	青森市	子どものより良い生き方を考える
平成26年度青森市主任児童委員研修会	青森市	児童虐待相談について

イ 弘前児童相談所

研修会等名称等	開催地	備 考
南地方特別支援教育研究会	黒石市	障害者手帳について
日本学校教育相談学会青森支部第1回研修会	青森市	認知療法について
大鰐町民生委員児童委員協議会	大鰐町	児童虐待について
平川市要保護児童対策協議会	平川市	児童虐待について
弘前市高杉地区民生委員児童委員協議会	弘前市	児童相談所の概要について
黒石市民生委員児童委員協議会	黒石市	児童虐待について
板柳町民生委員児童委員協議会	板柳町	児童相談所の概要・児童虐待について
社会福祉主事資格認定講習会	弘前市	児童相談所の業務・児童虐待について
行政相談員等ブロック会議	弘前市	児童虐待について
特別支援教育総合研究会	弘前市	児童相談所の概要について
光田寺保育園保育参観日子育て支援講座	田舎館村	児童相談所の業務・活用方法について

ウ 八戸児童相談所

研修会等名称等	開催地	備考
平成26年度児童養護施設新任職員研修	七戸町	児童相談所の業務
平成26年度児童養護施設テーマ別研修(第1回)	七戸町	心理判定意見書の読み方
児童理解研修会	十和田市	児童相談所の業務
平成26年度児童養護施設テーマ別研修(第2回)	八戸市	児童虐待と愛着障害
平成26年度児童養護施設テーマ別研修(第3回)	十和田市	児童虐待と愛着障害
平成26年度児童養護施設テーマ別研修(第4回)	七戸町	児童虐待対応における児童相談所の法的権限
平成26年度児童養護施設職員研修(第1回)	八戸市	CSPの概要と実際について
平成26年度児童養護施設職員研修(第2回)	八戸市	セカンドステップの概要と実際について
出前トーク	八戸市	子どもを虐待から守るために
医師臨床研修(3回)	八戸市	児童相談所の概要
社会福祉主事資格認定講習会	八戸市	児童相談所の概要

工 五所川原児童相談所

研修会等名称等	開催地	備考
かしわ保育園「子育て学習会」	つがる市	児童相談所の仕事及び療育方法について
五所川原市民生委員児童委員連絡協議会 児童委員部会研修会	五所川原市	最近の児童相談・児童虐待の状況
五所川原地区保護司会研修	五所川原市	児童相談所の業務について

才 七戸児童相談所

研修会等名称等	開催地	備考
上十三地区警察署・児童相談所連絡会議	七戸町	児童虐待の状況等
児童養護施設新任職員研修	七戸町	児童相談所の業務等
児童養護施設テーマ別研修	七戸町・八戸 市・十和田市	入所児童にみられる行動特徴、問題行動について
生徒指導担当指導主事会議	七戸町	児童相談所の業務と虐待対応について
七戸町民生委員児童委員協議会定例会	七戸町	児童虐待防止に対する地域の役割について
児童理解研修会	十和田市	児童相談所、児童養護施設の役割について
生徒指導委員会	十和田市	児童相談所の業務と学校の連携について
生徒指導研究推進委員会	三沢市	児童相談所と市町村の機能と連携について

カ むつ児童相談所

研修会等名称等	開催地	備 考
出前トーク	むつ市	子どもを虐待から守るために
むつ市要保護児童対策地域協議会代表者会議	むつ市	子どもを虐待から守るために
風間浦村要保護児童対策地域協議会代表者会議	風間浦村	子どもを虐待から守るために
大間町民生委員児童委員協議会12月定例会	大間町	下北管内の児童の状況と民生・児童委員の役割について
第6回「入所児童間の性的問題行動対応マニュアル」作成委員会	青森市	性教育研修会「東北セミナー」について
下北郡民生委員・児童委員連絡協議会通常総会	むつ市	見えない子どもの世界

児 童 相 談 (平成 26 年度実績)

編 集 東青地域県民局地域健康福祉部 こども相談総室 (青森県中央児童相談所)

〒038-0003 青森市大字石江字江渡 5-1

TEL (017) 781-9744 FAX (017) 781-4175

発 行 平成27年7月